

## 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（ご案内）

一般社団法人北陸建設アカデミー  
新潟労働局長登録第167号

対象：機体重量が3トン以上の車両系建設機械（整地、運搬、積込み用及び掘削用の運転に従事する方（道路上の走行を除きます）

1. 日 程 年間スケジュールをご確認ください。

2. 会 場 胎内市黒川91（一社）北陸建設アカデミー

3. 講習内容 ☆大型特殊免許をお持ちなら**最短3日**で**資格取得！！**

日 程	科 目		時 間	
			一般受講者 (38時間コース)	科目一部免除者 (14時間コース)
1日目	学科	走行装置の知識	4時間	免除
		作業装置の知識	3時間	3時間
2日目	学科	作業装置の知識	2時間	2時間
		一般的事項	3時間	3時間
		関係法令	1時間	1時間
3日目	実技	走行の操作	7時間	免除
4日目	実技	走行の操作	7時間	免除
5日目	実技	走行の操作	6時間	免除
6日目	実技	作業装置の操作	5時間	5時間
合 計			38時間 内) 学科 13時間 実技 25時間	14時間 内) 学科 9時間 実技 5時間

\* 学科、実技とも講習終了後に修了試験を行い、合格者に対して修了証の交付を行います。

\* 最終日の終了時間は、受講生の人数により変動する場合があります。

4. 受講資格（年齢18歳以上）

講習時間	受 講 資 格
38時間コース	・未経験者で他の資格を持っていない者
14時間コース	① 道路交通法第84条第3項の大型特殊自動車免許又は同条第4項の大型特殊自動車第二種免許を有する者 ② 次のいずれかに掲げる者であって、令第20条第12号若しくは安衛則第36条第9号の業務のうち令別表第7第1号、第2号若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第20条第14号若しくは安衛則第36条第5号の3の業務に、3月以上従事した経験を有する者 イ 道路交通法第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者 ロ 道路交通法第84条第4項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を有する者 ③ 不整地運搬車運転技能講習を修了した者

## 5. 受講料

コース名	受講料	テキスト代	合計
一般受講者 (38時間コース)	101,600円	1,400円	103,000円
科目一部免除者 (14時間コース)	42,600円		44,000円

## 6. 定員 20名

## 7. 申込～受講までの流れ

### ①「受講申込書」を作成

- ・「受講申込書」は、Web サイトからダウンロードできます。郵送、FAXで受け取りをご希望の方は北陸建設アカデミーまでお問い合わせください。
- ・「受講申込書」に必要事項を記入し、写真を貼付してください。

申込写真) 6ヶ月以内に撮影されたもの(3cm×2.5cm、正面、無帽、無背景)  
裏面に氏名記入の上、受講申込書にのり付けしてください。

\*コピー用紙などの用紙を使用したデジタル印刷写真は認められません。

### ②お支払い(銀行振込)

- ・受講日の**1週間前**までに下記口座へお振込みください。  
【口座】第四北越銀行 中条中央支店 【預金種目】普通 【口座番号】5037327  
【名義】一般社団法人北陸建設アカデミー 【カナ】シャ)ホクリクケンセツアカデミー  
\*振込手数料は振込者をご負担ください。

### ③必要書類を提出

- ・受講日の**1週間前**までに下記の書類を郵送、FAX又はメールでご提出ください。  
\*FAX・メールで提出される方については、申込書原本は講習会までに郵送するか、受講当日受付時に提出してください。

必要書類) (1)受講申込書

(2)本人確認書類(自動車運転免許証、もしくは氏名、生年月日、及び住所を確認できる公的機関が発行したいずれかの書類)の写し(両面)

(3)振込明細書の写し

(4)受講科目の一部免除を希望する方は、免除事項を証明する免許証、修了証の写し

\*受付時に原本を確認いたしますので必ず持参ください。

### ④受講のお知らせ受取り

- ・申込確認後、受講のお知らせをお送りしますので、到着後すぐにご確認ください。  
\*受付時間、当日の持参品等大切なお知らせを記載しております。  
受講のお知らせが届かない時や紛失した場合は北陸建設アカデミーまでお問い合わせください。

#### 建設業の法人様へ

この講習は、人材開発支援助成金の対象です。  
助成金をご利用の方は受講申込書の助成金利用欄に記入してください。  
助成金の申請方法、その他詳細については、所轄の労働局へお問い合わせください。  
※制度の詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

#### CPDS(継続学習制度)について

この講習は、CPDS(継続学習制度)の対象です。  
受講証明書を希望する方は**受講日の1週間前**までにご連絡ください。  
(事前にお申し出がない方には交付できません。)  
※CPDS(継続学習制度)の詳細については、(一社)全国土木施工管理士会連合会のホームページをご確認ください。